

令和元年度第 1 1 回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 2 年 1 月 1 0 日 (金)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午後 1 時 3 0 分	閉会時間	午後 2 時 3 0 分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	7 番	稲 田 洋 子
	2 番	浅 田 昭 弥	8 番	吉 川 保
	3 番	加 藤 幸 児	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	1 0 番	梅 林 操
	6 番	天 崎 直 幸		
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	4 番	絹 谷 澄 雄		
議事録署名委員	9 番	奥 迫 静 子	1 番	岩 田 正
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第 1 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
報告第 2 号	農業経営改善計画の認定の報告について
5. 議 事	
議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条に基づく利用集積計画の決定について
議案第 2 号	農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第 1 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第11回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>明けましておめでとうございます。昨年、令和の元号となり最初の正月を皆様お揃いで良い年をお迎えのことと思います。今年は、東京オリンピック開催の年ですが、昨年11月末、全国農業委員会代表者会議に出席した際に、新国立競技場を見学しました、と言いましても競技場の工期が11月31日でしたので、中に入ることは出来ませんでした。間近で見学しましたが、全国からの木材を集めての建設という施設ですが、それは圧巻としか言いようのない、大きな施設でした。</p> <p>昨年は、災害が多い年でしたが、幸いにも鳥取県又日南町には災害はなくて安堵したところですが、近年の気候変動はこの先どうなるのだろうと思うところで今年も全く雪の無い正月を迎えています。</p> <p>そして、全国的ではありますが、地域農業は高齢化と農業従事者の減少は、待ったなしの状況であります。先般の全国代表者会議で申し合わせ決議致しました、農地利用最適化の推進に市町村・JA・各機関及び団体と連携し「人・農地プラン」に農業委員会が中心的役割を果たし、新規就農者や認定農業者などの、担い手の組織化と組織活動の支援に力を入れたいと考えます。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、9番奥迫委員、1番岩田委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 幹	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出という事で、今回は4件の届出が出ていますので報告致します。1番目ですが土地の所在、日南町△△、××××、××××番地、登記地目が田、合計面積、2,922㎡、賃貸人が△△△△の〇〇〇〇さん、賃借人が日南町△△の〇〇〇〇さん相続代表の〇〇〇〇さんです。契約期間が平成29年1月1日から令和3年12月31日までのものです。解約の理由は賃借人の死亡に伴う解約ということで、〇〇さんお亡くなりその後、中山間の関係で第4期が今年までであるという事で頑張ってもらっていましたが、来作からの作業は難しいという相談もあり解約ということに至りました。次の耕作者については現在探しているところです。2番目、土地の所在、日南町△△、××××-×番地の他、田が9筆、農地介在原野が3筆合計12筆です。合わせた面積が13,951㎡、賃貸人が△△の〇〇〇〇さん、賃借人が先程と同じ〇〇〇〇さんです。理由も同じで賃借人死亡に伴う解約です。3番目、土地の所在、日南町△△××××番地、地目は田、面積が1,749㎡、賃貸人が△△△の〇〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇〇さん、令和6年2月29日までの契約期間があるものですが、解約の理由は、解約後〇〇〇〇さんが耕作予定という事で、この後の議案第1号の中でご審議頂きたいと思っております。4番目ですが、土地の所在、△△△、××××番地の他、田が6筆、農地介在原野が2筆、合</p>

		<p>わせて8筆、合計面積が8,607㎡、賃貸人が鳥取県農業農村担い手育成機構、賃借人が△△△の〇〇〇〇さんです。令和9年12月31日までの契約ですが、解約の理由として、解約後、農地中間管理事業により〇〇〇〇さんが耕作予定で、配分のみの解約という事です。配分については議案第2号でのご審議をお願い致します。今回の第1号の報告としては、4件、合計面積が27,229㎡となります。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。 無ければ私から、番号1番、2番ですが方向性としては、だれか耕作予定見込みされる人がありますか。</p>
	事 務 局 長	<p>現在耕作者は見つかってないですし、見込みとしてもちょっと難しい感じがしています。地元の法人の方で、離れた農地を請け負っておられますが、それが整理できたらやってもいいかもしれないという話は頂いておられますが具体的な話にはなっていないという状況です。</p>
	議 長	<p>是非、地元委員さん、よい受け手を探して頂くようにお願いします。</p>
	8 番	<p>受け手を探すというのは当然やりましたが、受ける可能性のある法人同志の中で今回の〇〇さんを含めて、前回の〇〇〇〇さんの案件の時から地内で貸し借り対策のあっている農地の再配分を含めた「人・農地プラン」その辺の推進をして頂かないと、ただ追加で受ける、受けるというだけでは、受けきれないということで、お互いの耕作が楽になるように、農地の再配分の音頭をとって頂けないかとずっと言っておられますが、どこが動けなかったかは課題がありますが、話し合いの推進が出来ていないために、なかなか受け手に至らないということになっていきますので、従来のものを含めた再配分を検討する「人・農地プラン」の場というのが是非とも必要だと思えます。</p>
	事 務 局 長	<p>圃場の状況が非常に深い田んぼであったり、作業がしにくい場所だということも聞いていますので、そういったことも含めて検討が必要かと思えます。</p>
	議 長	<p>3月末、4月になると、もう種蒔きの時期が来るということになりますが、なるべく早く、地元委員さんと農業委員会事務局等々で検討をしないと、作り手がなくて、耕作放棄地に変更するようなことになってしまいますので、是非、早い時期に検討頂きたいと思えます。 その他ありませんか。無いようですので、次に移ります。</p>
報告第2号	議 長	<p>報告第2号 農業経営改善計画の認定の報告について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>報告第2号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。お手元にA3サイズの資料をお配りしていますのでご覧ください。経営改善計画の認定については各市町村で行っていますが、農業委員会や農協等の意見を求め町としては前向きに検討したいと思います。今回報告する中で皆様からご指摘いただいた意見も踏まえて町としては基本的に認定する前段で申請者の方にもお伝えをさせて頂いて、しっかりと皆さんからの意見を経営改善</p>

	<p>計画に反映させていきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。今回は再認定の申請が1件です。審査会は12月17日に行いまして、経営試算等については、日野普及所の普及員の方にもご協力頂きながら行ったものです。本日の資料については、お帰りの際に机の上に伏せておいて頂きますようお願い致します。今回対象になられるのが(株)〇〇〇さんです。営農類型は水稲と夏秋トマトです。若手の雇用、育成に注力されています。現状の農業所得については、450万円、これは平成30年度の決算より除雪経費を除いたもので資料からは読み取れないものになっています。水稲については平成29年までは10aあたり580kgであったが、平成30年度は天候不良もあり、489kgと少なくなったとのこと。作付面積が増え不慣れな土地での作業が増えたことで、なかなか手が回らなかったとの説明がありました。目標の生産量は無理しない程度の値としたということで記載いただいています。トマトについては5年前の目標面積には届かなかったが収量は目標を超えた内容となっています。今後の目標についても生産量は無理のない程度の値として数字を出しています。作業受託についてはこれ以上増えない見込みであるとの地域状況もあり現状維持としています。機械施設の更新等については田植機や水稲育苗・播種プラントなどの計画がなされています。低コストハウスについては、既に整備が進んでおり来年度からの生産に着手予定という事を聞いています。養液土耕設備についても今年度中に整備予定とのこと。部門別の合理化として、トマトの安定化及び秀品率の向上を目指されています。改善目標としては若年者の正規雇用による人材の確保、組織の若返りを目指されていて、雇用をしっかりと行い面積を増やしていきたいとのこと。 (株)〇〇〇さんに限らず、町としての今後の指導の仕方にもなるのですが、個々に経年の経営状況を把握してほしいことから取り組む部門別の収支決算の作成をお願いしています。認定農業者の更新に関して必須事項ではないのですが本人がきちんと把握されるという事を目的として今後そういう観点でお願いしていこうと思っています。以上です。</p>
	<p>議長 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
<p>議案第1号</p>	<p>議長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p> <p>主幹 議案第1号 農業経営基盤強化促進基本構想に基づく、農用地利用集積計画の決定についてです。次ページに利用集積計画の総括表を付けておりますのでご覧ください。本日の案件としては中間管理機構を通じた新規契約が8件、機構を通じた再設定が4件、相対の新規契約が3件、相対の再設定が8件ということで、合計23件、合わせて126,057㎡の内容となっています。個々の内容の説明をします。申請番号1番、土地の所在が日南町△△、××××番地、他合わせて9筆、合計面積9,431㎡、利用権設定をする者が、△△の〇〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が県の担い手育成</p>

機構、水張反当 3,000 円で、令和 2 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までの 10 年間、(農) ○○○○○さんが耕作されるという事です。これにつきましては議案第 2 号で配分計画に挙げています。申請番号 2 番、土地の所在が△△、××××番地、他合わせて 5 筆、合計面積 3,337 m²、設定をする者が△△の○○○○さん、受ける者が担い手育成機構、水張反当 3,000 円、契約期間は 10 年、(農) ○○○○○さんが耕作予定です。申請番号 3 番、土地の所在が△△、××××番地、他合わせて 13 筆、合計面積 11,443 m²、設定する者が△△△の○○○○さん、受ける者が県の担い手育成機構、水張反当 3,000 円、令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 10 年間で(農) ○○○○○さんが耕作予定です。申請番号 4 番、土地の所在が△△、××××番地、田、面積が 1,621 m²、設定をする者がさ△△△の○○○○さん、設定を受ける者が県の担い手育成機構、自己保全の使用貸借で、令和 2 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 5 年間で(株) ○○○○○さんが管理される予定です。申請番号 5 番、土地の所在が△△、××××番地、田、面積が 3,053 m²、設定をする者が△△△の○○○○さん、受ける者が県の担い手育成機構、自己保全の使用貸借、同じく 5 年間で配分を受けられるのが(株) ○○○○○さんの予定です。申請番号 6 番、土地の所在、△△△、××××番地、他合わせて 6 筆、合計面積が 4,951 m²、設定をする者が△△△の○○○○さん、受ける者が担い手育成機構、小作料が全体で米 120 kg の物納です。令和 2 年 1 月 10 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 7 年 3 ヶ月、○○○○さんが耕作予定です。申請番号 7 番、土地の所在、△△、××××-×番地、他あわせて 2 筆、合計面積が 168 m²、設定をする者が△△△の○○○○さん、受ける者が県の担い手育成機構、原野ということもあり、使用貸借で、令和 2 年 1 月 10 日から令和 21 年 12 月 31 日までの 20 年間、こちらは 11 月の総会で○○さんの圃場を(株) ○○○○○○さんを集積、配分を議案で挙げておりましたがその際に原野が漏れていたもので追加という事での契約です。申請番号 8 番、土地の所在、△△、××××-×番地、他合わせて 5 筆、合計面積 6,255 m²、利用権設定をする者が△△△の○○○○さん、利用権設定を受ける者が県の担い手育成機構、水張反当 3,000 円、令和 2 年 2 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年 11 ヶ月、(農) ○○○○○○○○○○○さんが耕作予定です。9 番目から 12 番目については機構を通じた再設定です。いずれも契約内容は変わらず、耕作予定は○○○○さんです。内容はお読み取り頂きたいと思いますが、12 番目の○○○○さんの契約期間だけが 5 年 11 ヶ月となっていますが、○○さんが既に別の土地で○○さんとの利用権設定をされておられて、その期限に揃えたいということで半端な日付になっています。

13 番目以降が相対の契約となります。申請番号 13 番ですが、土地の所在、△△、××××番地、田、面積が 1749 m²、設定する者が△△△の○○○○さん設定を受ける者が△△の○○○○さん、野菜の作付ということで、全

		<p>体で7,000円、令和2年2月1日から令和7年1月31日までの5年間の契約で、こちらが報告第1号で合意解約のあった土地になります。申請番号14番、土地の所在、△△××××番地、××××番地の2筆で合計面積3,874㎡、設定をする者が△△の〇〇〇〇さん、受ける者が△△の〇〇〇〇さん、野菜の作付で全体で55,000円、同じく5年の契約です。小作料が高めになっていますのが、地元で就農されるので応援はしているということで承知はされていますが、新規就農者なので、念の為に高めの設定ということでお互いに協議されたものと伺っています。申請番号15番、土地の所在、△△××××番地、他合わせて4筆、合計面積5,888㎡、設定する者が△△の〇〇〇〇〇〇さん、設定を受ける者が△△の〇〇〇〇〇〇さん、水稻の作付で小作料が全体で米120kgの物納で、令和2年2月1日から令和7年1月31日までの5年間の設定です。16番目以降については相対の再設定になって、内容についてもこれまで通りと確認していますのでご覧ください。以上23件、合計面積126,057㎡の利用権設定となります。設定を受ける者の農業経営の状況等についてはその後に付けておりますのでご覧ください。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>私の方から一つ、申請番号14番についてですが、利用料の55,000円は1年間ですか5年間ですか。</p>
	主 幹	<p>1年間で55,000円と聞いています。一応、高いと思って念は押してみましたが、地元で応援しているし、今、頑張っていることは十分解ってはいるが、新規就農者ということもあるので、念の為、お互い協議してこの価格と伺っています。</p>
	議 長	<p>議案第1号についてその他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。</p>
議案第2号	議 長	<p>議案第2号 農地中間管理事業の促進に関する法律19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第2号 農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料に集計表を付けていますのでご覧ください。先程の議案第1号を受けてのもので、新規が9件、再設定が4件という事になっています。配分率のところですが、1月分が100%を超えています。これは報告第1号のところ、合意解約に合わせて配分のみの案件が1件出ておりますので、月単位で比べると、一件増える関係で100%を超えているという事になりますのでご承知おきください。個々の説明をさせていただきます。整理番号1番、設定を受ける者が(農)〇〇〇〇〇〇さん、設定する農用地が△△××××番地、他合わせて9筆、合計面積が9,431㎡、10年間の設定で水張反当3,000円です。2番目、設定を受ける者が(農)〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農用地が△△××××番地、他合わせて5筆、合計面積が3,337㎡、10年間の設定で水張反当3,000円です。整理番号3番、設定を受ける者が</p>

		<p>(農) ○○○○○○さん、設定する農用地が△△××××番地、他合わせて13筆、合計面積が11,443㎡、同じく10年で水張反当3,000円です。4番目、設定を受ける者が(株)○○○○○さん、設定する農用地が△△××××番地、1,621㎡、使用貸借で5年間の契約です。5番目、設定を受ける者が(株)○○○○○さん、農用地が△△××××番地、面積が3,053㎡、同じく使用貸借で5年間の設定です。6番目ですが設定を受ける者が○○○○○さん、設定する農用地が△△△××××番地、他合わせて6筆、合計面積は4,951㎡、契約期間としては令和2年3月1日から令和9年3月31日までの7年1ヶ月、賃借料は全体で米120kgの物納です。7番目、設定を受ける者が、(株)○○○○○○○さん、設定する農用地が△△××××番地と××××番地の2筆、合計面積が168㎡、使用貸借で原野なので作付等の事は無く、令和2年3月31日から令和21年12月31日までの19年10か月の設定です。整理番号8番、設定を受ける者が(農)○○○○○○○○○○○さん、設定する農用地が△△×××××番地、他合わせて5筆、合計面積は6,255㎡、5年10か月の期間設定で水張反当3,000円です。9番目です。これが報告第1号の合意解約をうけて配分だけの案件になります。設定を受ける者が△△△の○○○○○さん、設定する農用地が△△△××××番地、他合わせて8筆、合計面積が8,607㎡、令和2年3月1日から令和9年12月31日までの8年10か月、賃借料は全体で米240kgの物納です。10番から13番は機構を通じた再設定で○○○○○さんが設定を受けられます。内容はお読み取り下さい。以上です。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので議案第2号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議事項第1号	議 長	<p>協議事項第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>協議事項第1号について、資料の最後の方になりますが、令和元年12月11日付の鳥取県農業会議からの文書で「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施および、今後の対応についての依頼という通知が届きました。冒頭の会長の挨拶の中にもありましたが、全国農業会議の中でも申し合わせのあったものです。日南町の農業委員会でも実施したいということで記載させ頂いたのが申し合わせ決議案の内容になります。内容を読み上げます。</p> <p>「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p>

		<p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。」</p> <p>これを、今年度の場合は令和2年1月の本日の総会で皆様に決議頂いて、本文の内容については議事録に記載したいと思っています。来年度以降の対応については、県からは毎年度1回以上実施してください。総会等で法令遵守の注意喚起を行ってくださいということでしたので、年度に1度はさせていただきたいと思っています。内容については本日配布しています、別紙の議案第1号と重複しますがご覧ください。以上です。</p>
	議長	<p>全国代表者会議でも決議しておりますので、我々日南町農業委員会もそれに従って、これを守っていこうという事でございます。宜しくお願い致します。</p>
その他	事務局長	<p>次回総会は、令和2年2月10日（月）午後1時30分から開会予定です。</p>
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和2年1月10日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員